

新南陽浄化センター外自家用電気工作物保安管理業務仕様書

本仕様書は、新南陽浄化センター、新南陽北部浄化センター、汚水中継ポンプ場、雨水ポンプ場の自家用電気工作物保安管理業務に適用するものである。

1. 基本方針

本業務遂行にあたって労働安全衛生規則、電気事業法等関連する関係諸法令及び条例等を遵守し、周南市上下水道局の定める本仕様書並びに自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規程により適正かつ安全にその保安管理を行うこと。（本仕様書と保安規程に異なった記述があった場合は本仕様書の記述を優先とする。）

2. 対象電気工作物の概要等

事業所の名称	新南陽浄化センター
事業所の所在地	周南市港町8番1号
受電電力の容量	1,875KVA (トランス容量 1,450KVA, 高圧モーター(6KV) 212.5KVA (170KW) ×2台)
受電電圧	6,600V
責任分界開閉器	PAS電源側端子
資産分界開閉器	同上
受電電力遮断開閉器	VCB
発電装置概要	1,000KVA 6,600V (ディーゼルエンジン)

事業所の名称	新南陽北部浄化センター
事業所の所在地	周南市大字米光437番地の9
受電電力の容量	75KVA
受電電圧	6,600V
責任分界開閉器	PAS電源側端子
資産分界開閉器	同上
受電電力遮断開閉器	VCB
発電装置概要	50KVA 210V

事業所の名称	古開作汚水中継ポンプ場
事業所の所在地	周南市古泉二丁目11番37号
受電電力の容量	200KVA
受電電圧	6,600V
責任分界開閉器	PAS 7.2KV 200A
資産分界開閉器	同上
受電電力遮断開閉器	VCB 7.2KV 600A
発電装置概要	250KVA 220V

事業所の名称	福川汚水中継ポンプ場
事業所の所在地	周南市福川南町1番56号
受電電力の容量	150KVA
受電電圧	6,600V
責任分界開閉器	PAS電源側端子

資産分界開閉器	同上
受電電力遮断開閉器	VCB
発電装置概要	200KVA 210V

事業所の名称	道源開作排水機場
事業所の所在地	周南市三笹町29
受電電力の容量	36KVA
受電電圧	電灯 100/200V 動力 200V
責任分界開閉器	引込み柱の第1支持点
資産分界開閉器	—
受電電力遮断開閉器	電灯 NFB 150A 動力 NFB 200A
発電装置概要	75KVA 200V×2

事業所の名称	野村開作排水ポンプ場
事業所の所在地	周南市野村南町4852番地11
受電電力の容量	750KVA
受電電圧	6,600V
責任分界開閉器	柱上気中開閉器 7.2KV 200A
資産分界開閉器	同上
受電電力遮断開閉器	真空遮断器 7.2KV 600A
発電装置概要	350KVA 440V

事業所の名称	福川雨水ポンプ場
事業所の所在地	周南市福川南町2番2号
受電電力の容量	75KVA
受電電圧	6,600V
責任分界開閉器	柱上気中開閉器 7.2KV 300A
資産分界開閉器	同上
受電電力遮断開閉器	真空遮断器 7.2KV 600A
発電装置概要	65KVA 200V

事業所の名称	新地雨水ポンプ場
事業所の所在地	周南市西柘町6
受電電力の容量	200KVA
受電電圧	6,600V
責任分界開閉器	PAS電源側端子
資産分界開閉器	同上
受電電力遮断開閉器	VCB
発電装置概要	200KVA 420V

・ 単線結線図

○ 有 無

- ・ 絶縁監視装置による常時監視
- | | | | |
|-----------------|-----------------------------|--|--|
| 新南陽浄化センター | <input type="checkbox"/> 必須 | <input type="checkbox"/> 任意 | <input checked="" type="checkbox"/> 不要 |
| 新南陽北部浄化センター | <input type="checkbox"/> 必須 | <input checked="" type="checkbox"/> 任意 | <input type="checkbox"/> 不要 |
| 汚水中継ポンプ場、雨水ポンプ場 | <input type="checkbox"/> 必須 | <input checked="" type="checkbox"/> 任意 | <input type="checkbox"/> 不要 |

※必須又は任意での設置の場合、絶縁監視装置は受注者の責任において契約開始時に速やかに

設置し、契約終了時まで維持管理すること。なお、契約終了後直ちに設置前の現況に復旧のこと。（契約期間中不測の事態で受注者の変更等が生じた場合は別途協議による。）

3. 業務範囲

- (1) 定例及び臨時の保安管理
- (2) 異常発生時及び災害対策時等の緊急臨時対応
- (3) 官公署及び電力会社等関係機関への手続
- (4) 受注者が変更になった場合の次期受注者への業務引継ぎ

4. 一般事項

- (1) 電気設備の年次点検は、原則として停電して安全な状態で作業を行うものとし、停電時間及び停電時間帯については、発注者の指示に従うこと。ただし、発注者と協議の上、やむを得ず活線状態で作業するときは、定期的に耐圧試験を行い、その絶縁性能が確認されている絶縁用防護具、絶縁用保護具等を用いて行うこと。
- (2) 停電予告等の関係方面への連絡は、十分余裕をもって行い、復旧後は完全に元の状態になっていることを確認すること。
- (3) 保安管理を実施する上で必要な機器等の清掃及び後片づけに伴う周辺機器等の清掃を行うこと。
- (4) 電気工作物に事故その他の異常が発生した場合には、速やかに応急措置を施すとともに、発注者にその復旧処置に対する指示等を行うこと。
- (5) 台風等風水害が予想される場合には、発注者の要請に応じ、現地対応を行うこと。
- (6) 委託契約期間中に電気工作物の工事が伴う場合は、発注者と別途協議の上、必要に応じ、巡回、点検を行うこと。
- (7) 業務計画の作成及びその実施にあたっては、当該施設に係る他の委託業務と十分調整した上で行うこと。
- (8) 受注者は、契約した業務の全部又は一部を他のものに再委託してはならない。ただし、本人急病等、真にやむを得ない理由で発注者の承認した場合は、この限りではない。

5. 業務内容

(1) 点検対象設備

① 新南陽浄化センター

電 気 工 作 物	型 式 ・ 容 量 ・ 能 力 等	数 量
電気設備全般	下記内容全部	一式
(受電設備)		
責任分界点高圧負荷開閉器及び引込口配線	PAS 7.2KV 600A	1
配線	ケーブル	一式
受配電盤		
計器用変成器	PT×3, CT×16, ZCT×1	20

保安装置（継電器）	不足電圧×1組，過電流×14組 地絡方向×5組，地絡過電流×1組	21組
高圧遮断器	VCB 7.2KA 600A 12.5KVA	14
高圧開閉器	DS 7.2KV 400A	1
変圧器	400KVA, 300KVA*2, 200KVA, 150KVA, 100KVA	6
進相コンデンサ	モルト式 200KVA, 100KVA	2
直列リアクトル		
避雷器	LS 8.4KV×3	1組
限流ヒューズ		5
接地装置	A, B, C, D	一式
(構内電線路)		
電線路	ケーブル	一式
接地装置	C	1
(使用場所の設備)		
配線及び機械器具	各フィーダー (約 負荷)	一式
接地装置	C	1
(非常用予備電源装置)		
発電装置本体	3φ3W 6.6KV 1,000KVA	1
蓄電池装置	鉛蓄電池	1
計器用変成器	PT×1, CT×1	2
接地装置	C	1

② 新南陽北部浄化センター

電気工作物	型式・容量・能力等	数量
電気設備全般	下記内容全部	一式
(受電設備)		
責任分界点高圧負荷開閉器及び引込口配線	AS	1
配線	ケーブル	一式
受配電盤		
計器用変成器	PT×2, CT×2, ZCT×1	5
保安装置（継電器）	不足電圧×1組，過電流×1組 地絡方向×1組，地絡過電流×1組	4組
高圧遮断器	ガス 7.2KA 600A 12.5KVA	1
高圧開閉器	DS 7.2KV 200A	1
変圧器	モルト式 75KVA	1
進相コンデンサ	油入 400μF	2
直列リアクトル		
避雷器	LS 8.4KV×3	1組
限流ヒューズ		
接地装置	A, B, C, D	一式
(構内電線路)		
電線路	ケーブル	一式
接地装置	C	1
(使用場所の設備)		
配線及び機械器具	各フィーダー (約40負荷)	一式
接地装置	C	1
(非常用予備電源装置)		

発電装置本体	50KVA	1
蓄電池装置	HS-100E-6E 12セル 60Ah	1
計器用変成器		
接地装置	C	1

③ 古開作汚水中継ポンプ場

電 気 工 作 物	型 式 ・ 容 量 ・ 能 力 等	数 量
電気設備全般	下記内容全部	一式
(受電設備)		
責任分界点高圧負荷開閉器 及び引込口配線	PAS 7.2KV 200A (ZCT, ZPD, LA内蔵)	一式
配線	ケーブル	一式
受配電盤		一式
計器用変成器	PT×2, CT×8, ZCT×1	一式
保安装置 (継電器)	過電流、方向性地絡過電流、不足電圧	一式
高圧遮断器	VCB	1
高圧開閉器	DS	一式
変圧器	動力：モルト [®] 200KVA, 照明：モルト [®] 10KVA	一式
進相コンデンサ	油入 6.38Kvar×1, 12.8kvar×2	一式
直列リアクトル	乾式 6%	一式
避雷器		
限流ヒューズ		
接地装置	A, B, D	一式
(構内電線路)		
電線路	ケーブル	一式
接地装置	C, D	1
(使用場所の設備)		
配線及び機械器具	各フィーダー (24負荷)	一式
接地装置	D	1
(非常用予備電源装置)		
発電装置本体	250KVA	1
蓄電池装置	SNS-50-12 54セル 150Ah	一式
計器用変成器	CPT×1, PT×2, CT×2, ZCT×1	一式
接地装置	D	一式

④ 福川汚水中継ポンプ場

電 気 工 作 物	型 式 ・ 容 量 ・ 能 力 等	数 量
電気設備全般	下記内容全部	一式
(受電設備)		
責任分界点高圧負荷開閉器 及び引込口配線	AS	1
配線	ケーブル	一式
受配電盤		
計器用変成器	PT×2, CT×6, ZCT×1	9
保安装置 (継電器)	不足電圧×2組, 過電流×1組 地絡方向×1組, 地絡過電流×1組	5組
高圧遮断器	VCB 7.2KA 600A 12.5KVA	1
高圧開閉器	DS 7.2KV 600A	1

変圧器	モールド式 150KVA	1
進相コンデンサ	油入式 5KVA	1
直列リアクトル		
避雷器	LS 8.4KV×3	1組
限流ヒューズ		1
接地装置	A, B, C, D	一式
(構内電線路)		
電線路	ケーブル	一式
接地装置	C	1
(使用場所の設備)		
配線及び機械器具	各フィーダー (17負荷)	一式
接地装置	C	1
(非常用予備電源装置)		
発電装置本体	200KVA	1
蓄電池装置	MSJ-150-12 9セル 50Ah	1
計器用変成器	PT×2, CT×1	3
接地装置	C	

⑤ 道源開作排水機場

電 気 工 作 物	型 式 ・ 容 量 ・ 能 力 等	数 量
電気設備全般	下記内容全部	一式
(使用場所の設備)		
配線及び機械器具	各フィーダー	一式
接地装置		
(常用発電設備)		
発電装置本体	TAKL式 SEK 75KVA 210V 207A	2
保安装置	過電圧 IVO1D-AG1	2
	過電流 ICO1D-AT1	4
	地絡過電流 LEG-140L	2
接地装置	D	1

⑥ 野村開作排水ポンプ場

電 気 工 作 物	型 式 ・ 容 量 ・ 能 力 等	数 量
電気設備全般	下記内容全部	一式
(受電設備)		
責任分界点高圧負荷開閉器 及び引込口配線	高圧負荷開閉器 KLT-PSA-D2N10A 高圧引込ケーブル 6.6KV 38mm ²	1
配線		
受配電盤	屋内キュービクル	
計器用変成器	VT×2, CT×2	2
保安装置 (継電器)	不足電圧 CBV2-A41D1	1
	過電流 COC1-A41D1	2
	地絡方向 LEG-193L-DC	1
高圧遮断器	真空遮断器 (V6DS-ML) 7.2KV 600A 12.5KA	1
高圧開閉器	DS (V3-6Z/213L) 7.2KV 600A	1
変圧器	モールド式 6.6KV 750KVA	1
進相コンデンサ	油入式 53.2KVar	2
直列リアクトル		

避雷器	RVSQC-6GC 8.4KV	1組
限流ヒューズ		
接地装置	A, B, D	一式
(構内電線路)		
電線路	ケーブル	一式
接地装置		
(使用場所の設備)		
配線及び機械器具	各フィーダー	一式
接地装置		
(非常用予備電源装置)		
発電装置本体	TAKL式 SEK 350KVA 440V	1
保安装置	過電圧 IV01D-AG1	1
	過電流 IC01D-AT1	2
	地絡過電流 ICG2D-AG1	1
蓄電池装置	MSE-100-6 54セル 100Ah	1
接地装置	D	1

⑦ 福川雨水ポンプ場

電 気 工 作 物	型 式 ・ 容 量 ・ 能 力 等	数 量
電気設備全般	下記内容全部	一式
(受電設備)		
責任分界点高圧負荷開閉器 及び引込口配線	高圧負荷開閉器 EVKS-25194-A 高圧引込ケーブル 6.6KV 38mm ²	1
配線		
受配電盤	屋外キュービクル	
計器用変成器	VT×2, CT×2	4
保安装置 (継電器)	不足電圧 MUV-A1V-R	1
	過電流 MOC-A-V-R	1
	地絡方向 EXMD-30094-C	1
高圧遮断器	真空遮断器 (VF13NMD-110000) 7.2KV 600A 12.5KA	1
高圧開閉器	DS (DV-3) 7.2KV 200A	1
変圧器	油入式 6.6KV 75KVA	1
進相コンデンサ	220V 25.5Kvar	1
直列リアクトル		
避雷器		
限流ヒューズ		
接地装置	A, B, D	一式
(構内電線路)		
電線路	ケーブル	一式
接地装置		
(使用場所の設備)		
配線及び機械器具	各フィーダー	一式
接地装置		
(非常用予備電源装置)		
発電装置本体	65KVA 210V 179A	1
蓄電池装置	HS-100E-6E 12セル 60Ah	1
計器用変成器		
接地装置	D	1

⑧ 新地雨水ポンプ場

電 気 工 作 物	型 式 ・ 容 量 ・ 能 力 等	数 量
電気設備全般	下記内容全部	一式
(受電設備)		
責任分界点高圧負荷開閉器及び引込口配線	PAS 7.2KV 300A	1
配線	ケーブル	一式
受配電盤		
計器用変成器	PT×2, CT×5, ZCT×7	14
保安装置 (継電器)	不足電圧×1組, 過電流×1組	10組
	地絡方向×1組, 地絡過電流×7組	
高圧遮断器	VCB 7.2KA 600A 12.5KVA	1
高圧開閉器	DS 7.2KV 400A	1
変圧器	200KVA, 50KVA, 15KVA	3
進相コンデンサ	24kvar, 12kvar, 5kvar	3
直列リアクトル		3
避雷器	LS 8.4KV×3	1組
限流ヒューズ		
接地装置	A, B, C	一式
(構内電線路)		
電線路	ケーブル	一式
接地装置	C	1
(使用場所の設備)		
配線及び機械器具	各フィーダー (約39負荷)	一式
接地装置	C	1
(非常用予備電源装置)		
発電装置本体	200KVA	1
蓄電池装置	MSE-100-6 12セル 100Ah	1
計器用変成器	PT×1, CT×1	2
接地装置	C	1

(2) 点検、測定及び試験の基準

「別紙1」によるものとし、施設内容に合わせて逐次適用する。

※ただし、新南陽北部浄化センターは経産省告示第249号第4条第7号に該当する事業場であるが、24時間稼動施設のため、毎月1回点検を行うものとする。絶縁監視装置を設置する場合は、告示に基づくものとする。

6. 業務体制

(1) 作業条件を遵守できる適正な要員体制をとること。

(2) 次の作業条件に基づき実施すること。

停電条件	新南陽浄化センター	指定日の指定した時間から2時間以内
	新南陽北部浄化センター	指定日の昼間2時間以内
	汚水中継ポンプ場、雨水ポンプ場	指定日の昼間2時間以内

その他条件	雨天の場合は中止
-------	----------

7. 提出書類

(1) 業務計画書

契約締結後速やかに業務計画書を作成し、提出すること。ただし、作成にあたっては、事前に施設管理担当者と協議し、その承認を得ること。

業務計画書添付資料等

- ① 電気管理技術者又は保安業務従事者（保安業務担当者が分かるように記入）の名前の分かるもの
※法人においては保安業務従事者が従業員であることの証明書（健康保険証写等）及び保安業務担当者とそれ以外の保安業務従事者を含んだ組織図
- ② 電気管理技術者又は保安業務従事者が経済産業省告示249号に示される必須要件（資格、経験年数）を満たしていることを証明するもの
- ③ 保持が経済産業省告示249号で必須となっている機械器具の保有が分かるもの（貸出機器で対応する場合試験装置貸出承諾書含む）
- ④ 電気管理技術者又は保安業務従事者（保安業務担当者含む）が保安監理業務を実施又は担当する事業所の経済産業省告示249号による算定値が同告示で示されている数値以下であることが分かるもの
- ⑤ 職場から現場までの到達時間の分かるもの及び緊急時連絡先
- ⑥ 緊急時協力体制についての説明書
- ⑦ 保安監理業務以外の職務を有さないこと及び電気事業法施行規則53条第5項に該当しないことの宣誓書（電気管理技術者においては自著の署名、保安業務従事者については代表者名・社印が必要）

(2) 業務報告書

点検等実施後速やかに業務報告書を作成し提出すること。

8. 関係書類の整備・保管

- (1) 貸与された関係図面、図書類等は適正に保管すること。
- (2) 支給された消耗品及び予備品等は適正に保管すること。

9. 服務規定

- (1) 管理者から借用する鍵類は、慎重に取り扱い、作業上必要な時間と場所に限り使用すること。
- (2) 作業中知り得た情報や事柄は、施設の内外を問わず漏らさないこと。

10. 所要経費の負担区分

- (1) 発注者負担区分

- ① ランプ類、ヒューズ類等の消耗品
- ② 業務に必要な水道光熱費
- ③ 災害対策に係る現地対応に要する費用

(2) 受注者負担区分

- ① 業務上必要な点検・測定器具類、工具類等
- ② 官公署等関係機関への手続費用等（ただし、発注者に起因するものを除く。）

(3) その他

上記以外の経費負担については、両者協議のうえ負担区分を決定する。

11. 支払方法

- (1) 毎月の業務完了ごと、12回払いとする。

12. 履行期間

- (1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

13. その他

- (1) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。
- (2) 委託業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等を含む業務従事者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めること。

14. 疑義

- (1) 本仕様書に疑義を生じた場合は、発注者及び受注者で別途協議するものとする。
- (2) 本仕様書に明示されていない事項で必要がある場合には、発注者及び受注者で協議の上、別途定めるものとする。

点検、測定及び試験の基準

電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として次の基準により行うものとする。

1 点検の種類

- (1) 月次点検は、主として施設の運転中に行う点検、測定及び試験をいう。
- (2) 年次点検は、主として施設の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験をいう。
- (3) 臨時点検は、異常が発生した場合の原因探求等をいう。
- (4) 工事期間中の点検は、設置又は変更の工事期間中において、工事期間中でないと点検できない箇所を重点的に行う点検をいう。
- (5) 竣工検査は、設置又は変更の工事が完成した場合において、関係法令等に基づき施工されているか確認する精密な点検、測定及び試験をいう。

2 点検の実施回数

- (1) 月次点検、年次点検
 - ①月次点検の実施回数は、経済産業省「告示第249号」に基づくものとする。
 - ②年次点検は、1年に1回以上行うものとする。
- (2) 臨時点検
必要の都度実施するものとする。
- (3) 工事期間中の点検
工事期間中において毎週1回以上行うものとする。
- (4) 竣工検査
工事完成後行うものとする。

3 点検の方法

- (1) 外観点検とは、次に掲げる項目について運転中の施設を肉眼又は双眼鏡によるほか、音響、臭覚及び温度計等により点検することをいう。
 - ①電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - ②電線と他物との離隔距離の適否
 - ③機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
 - ④接地線等の保安装置の取付け状態
- (2) 観察点検とは、施設の運転を停止して、上記点検のほか、手指を接触させて点検することをいう。
- (3) 工事期間中の点検とは、上記(1)に定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うことをいう。

4 維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目

(1) 需要設備

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	臨時点検
受 電 設 備 (含む二次受電設備)	責任分界となる 開閉器 引込線等 電線及び支持物 ケーブル	外 観 点 検	○	○	必 要 の つ ど
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		継 電 器 動 作 試 験		○	
		継電器との結合動作試験		○	
	遮断器 開閉器	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		継 電 器 動 作 試 験		○	
		継電器との結合動作試験		○	
		絶縁油の点検・試験		必要のつど	
		内 部 点 検		必要のつど	
	断 路 器 電力用ヒューズ 避雷器 計器用変成器 母線 電力用コンデンサ その他高圧機器	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
	変 圧 器	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		漏 え い 電 流 測 定	○	○	
		絶縁油の点検・試験		必要のつど	
		内 部 点 検		必要のつど	
	配 電 盤 及 び 制 御 回 路	外 観 点 検	○	○	
		電 圧 ・ 電 流 測 定	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		継 電 器 動 作 試 験		○	
	受電設備の建物・室 キュービクルの外箱	外 観 点 検	○	○	
観 察 点 検			○		
接 地 装 置	外 観 点 検	○	○		
	観 察 点 検		○		
	接 地 抵 抗 測 定		○		

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	臨時点検	
配電設備	開閉器 遮断器 変圧器 配電線路 電線及び支持物 接地装置	受電設備に準ずる	同左	同左	必要 の つ ど	
	電気使用場所の設備	電動機 電熱機 電気溶接機 照明装置 配線及び配線器具 その他機器類 接地装置	外 観 点 検 観 察 点 検 絶 縁 抵 抗 測 定 接 地 抵 抗 測 定	○ ○ ○ ○		
非常用予備発電設備	原 動 機 及 び 付 属 装 置	外 観 点 検	○	○		
		観 察 点 検		○		
		保 護 装 置 動 作 試 験		※1 ○		
		始 動 停 止 試 験		※1 ○		
	発 電 機 及 び 励 磁 装 置 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○		
		発 電 電 圧 ・ 周 波 数 等 測 定	※1 ○	※1 ○		
		観 察 点 検		○		
		絶 縁 抵 抗 測 定		※1 ○		
		接 地 抵 抗 測 定		※1 ○		
		開閉器・遮断器・配電盤 発電設備の建物・室 キュービクルの外箱	受電設備に準ずる	同左		同左
小出力発電設備	原動機・付属装置 発電機・励磁装置	非常用予備発電設備に準ずる		同左		同左
		水力設備及び付属装置 風力設備及び付属装置 太陽電池及び付属装置 燃料電池及び付属装置	外 観 点 検 観 察 点 検 絶 縁 抵 抗 測 定	○ ○ ○		○ ○ ○
	接 地 装 置 開閉器・遮断器・配電盤 発電設備の建物・室 キュービクルの外箱	受電設備に準ずる		同左		同左
蓄電池設備	蓄 電 池	外 観 点 検	○	○		
		観 察 点 検		○		
		液 量 点 検		○		
		電 圧 測 定		○		
	充 電 装 置	外 観 点 検	○	○		
		観 察 点 検		○		
		絶 縁 抵 抗 測 定		○		
		接 地 抵 抗 測 定		○		
絶縁監視装置 (設置の場合のみ)	外 観 点 検	○	○			
	設定値確認・検知動作試験	○	○			
	自動伝送試験	○	○			
	設定値の誤差確認		○			
そ の 他	20161005商局第1号による確認			○		

(注) ※1を付した項目は、維持管理業者月次点検内容と調整し実施する。